

新潟県運輸人材確保・業務効率化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、運輸事業者の人材確保及び業務効率化を図るため、運輸事業者等が行う取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) トラック事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業を行う者をいう。ただし、霊きゅう事業限定の事業者を除く。
- (2) 荷主事業者 トラック事業者と取引のある者をいう。
- (3) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イ及びロに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (4) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (5) 運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の認定を受けている同法第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営む者をいう。
- (6) 関係団体 前各号に掲げる事業者をその構成員に含む団体、その他知事が認める団体をいう。
- (7) ホワイト物流推進運動 トラック輸送の生産性向上や物流の効率化等に向けた国土交通省主体の運動をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び交付対象者は、別表1、2のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（交付基準）

- 第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1、2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。
- 2 この補助金の補助率及び補助上限額は、別表1、2のとおりとする。

（交付の条件）

- 第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- (1) 補助事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合（第9条に定める軽微な変更を除く。）又は交付決定額を変更する場合には、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
 - (5) 補助事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合

計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。また、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告すること。

(6) 国、県、市町村、第2条第6号に規定する団体が実施する業務効率化の取組を普及するための研修やセミナー等に協力すること。

(交付申請書)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

2 前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第7条 知事は、第6条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更の承認申請)

第8条 第5条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第9条 第5条第1号に規定する経費の配分に係る軽微な変更は、別表1、2に掲げる経費区分相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の配分変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 第5条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あ

らかじめ別記第4号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第11条 第5条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第5号様式による事業遅延等報告書を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（状況報告）

第13条 規則第10条の規定による報告は、補助事業を行う会計年度の9月30日までの遂行状況について、10月20日までに別記第6号様式による補助事業遂行状況報告書を作成し、提出して行うものとする。

2 前項による報告のほか、知事から報告を求められた場合は、前項に準じて速やかに行うものとする。

（実績報告書）

第14条 規則第12条前段の規定による実績報告書は、別記第7号様式のとおりとし、補助事業が完了した日（第5条第3号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日）から起算して20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い時期までに知事に提出しなければならない。

2 規則第12条後段の規定による実績報告は、3月31日までに前項に準じて実績報告書を提出して行うものとする。

3 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の支払）

第15条 補助金の支払は、精算払を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合にあっては、補助金を概算払することができる。

2 補助金の概算払又は精算払を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消

費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月3日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

【別表 1】（業務効率化に関すること）

一	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率等
実装的な事業	トラック事業者及び荷主事業者 （*）	次のいずれかの項目に該当する県内で行われる事業 ① 物流コストの適正化に資する取組 ② 荷待ち時間短縮や輸送の効率化に資する取組 ③ 荷役作業の負担軽減に資する取組 ④ 業務効率化に係る計画を策定するための専門家への相談 ⑤ その他、知事が必要と認める取組	システム導入経費、設備導入費、専門家謝金その他知事が必要と認める経費	1 / 2 以内 （千円未満の端数は切り捨てる。）とし、上限額を3,000千円とする。
実証的な事業	複数の荷主事業者又はトラック事業者及び荷主事業者で構成されるグループ （グループの構成員は法人格が別で資本関係のない者であること） （*）	輸配送の共同化等、グループが連携して行う物流効率化・連携促進に資する取組であって、次のいずれかの項目に該当する県内を起点に行われる事業 ① トラック1台あたりの積載量の増加 ② ドライバー1人当たりの運行時間短縮 ③ 荷待ち時間等、ドライバーの拘束時間の短縮 ④ その他、物流体制の維持にあたっての諸課題の解決を図る取組	計画策定費、試験運行費、機器設備費その他知事が必要と認める経費	1 / 2 以内 （千円未満の端数は切り捨てる。）とし、上限額を3,000千円とする。

* 県内に本社又は営業所を有すること及びホワイト物流推進運動における「自主行動宣言」を行っている又は行う見込みがあること。

(注) 1 知事は、交付決定前に既に実施されている事業であっても補助対象とすることができる。

2 補助対象については、国、地方公共団体の補助金、委託費等を除いた額を補助対象経費とする。

3 個人事業主及び個人を除く

【別表2】（人材確保に関すること）

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率等
トラック事業者（*）及びバス事業者、タクシー事業者、運転代行事業者、第2条第6号に規定する団体	<p>次のいずれかの項目に該当する県内で行われる事業</p> <p>① 若年層・女性その他の多様な人材の確保・活躍の促進に資する環境整備のための取組</p> <p>② 2024年問題の解決に向け、運輸業の魅力向上・関係者の理解の醸成を図る取組</p> <p>③ その他、知事が必要と認める取組</p>	設備導入費、広告宣伝費、印刷製本費、委託費、会場使用料その他知事が必要と認める経費	1／2以内（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、上限額を500千円とする。

* トラック事業者及び荷主事業者については、県内に本社又は営業所を有すること及びホワイト物流推進運動における「自主行動宣言」を行っている又は行う見込みがあること。

- (注) 1 知事は、交付決定前に既に実施されている事業であっても補助対象とすることができる。
- 2 補助対象については、国、地方公共団体の補助金、委託費等を除いた額を補助対象経費とする。
- 3 個人事業主及び個人を除く